

浪江町防災集団移転元地利活用方針の改定について

【概要版】主な改定箇所

1 はじめに（改定の経緯）

策定から3年が経過し、都市計画法改正等の社会情勢変化や各種復興事業の進展・終了に伴う土地利用変化等を踏まえた見直しを目的として、浪江町防災集団移転元地利活用方針を改定し、利活用の実現に向けた取組を検討。

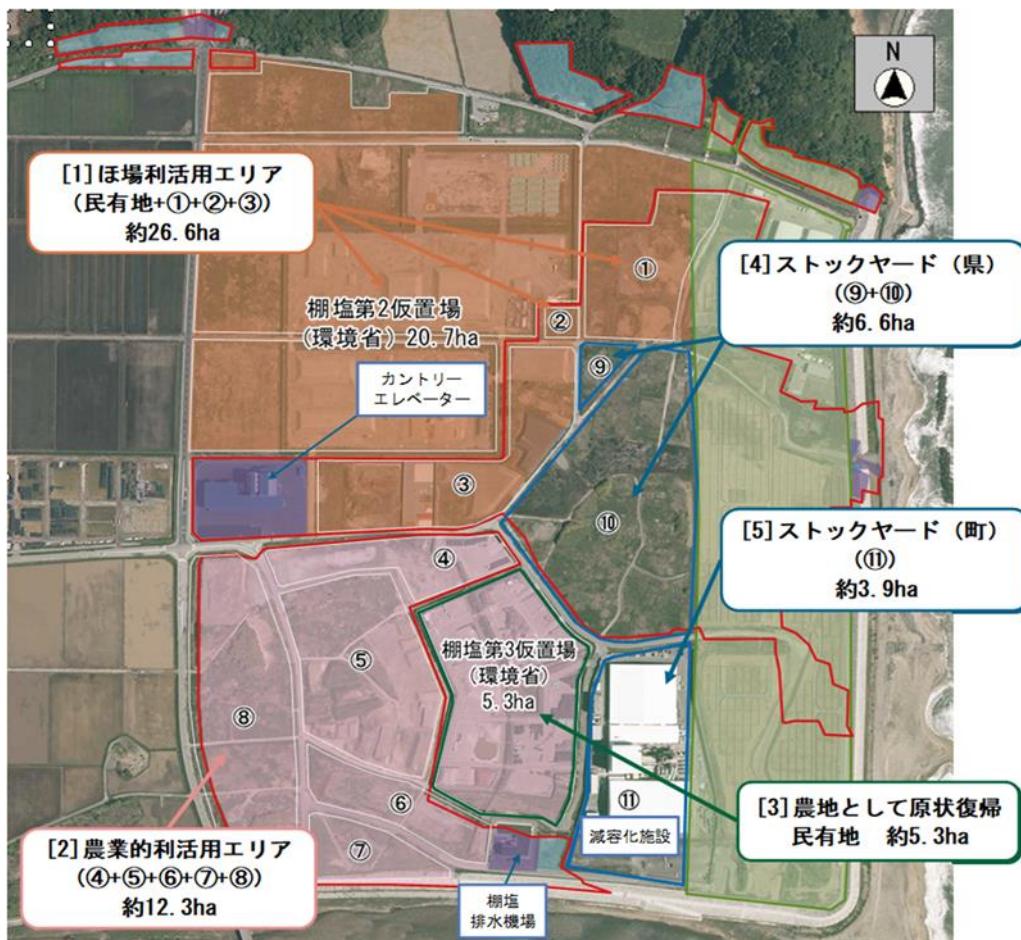
4 移転元地の土地利用方針・維持管理方針

棚塩地区 基本方針1

農業的利活用エリアを主として位置付け、具体的な方針を策定。

- [1] **ほ場**として民有地と移転元地の一体的な利活用を検討。
- [2] 花卉等や**荷捌き・栽培施設・交流施設等**による農業的利活用と共に**景観づくり**を図るエリア。
- [3] 環境省と地権者意向を踏まえ**農地再開**に向けた調整。
- [4] **県のストックヤード（土砂）**として検討。
- [5] **町のストックヤード（土砂）**として活用しながら、将来的な土地利用転換を検討。

ゾーニング図



請戸地区 基本方針2 基本方針3

新産業誘致エリアと位置づけ、具体的な方針を策定。

- [1] 産業団地として、**町への進出を行う企業や、イノベ構想に関連する次世代産業事業用地**の整備を検討。
- [2] **再生可能エネルギー用地**として、太陽光発電施設等の活用を検討。また、駐車場やトイレを備えた緑地（エネルギーパーク）としての整備や、復興海浜緑地及び請戸海水浴場と連携した利用も検討。

ゾーニング図



凡例

- 移転元地エリア
- ほ場利活用エリア
- 防災林用地
- 既利活用地
- 未活用地（一団）
⇒ 棚塩 農業的利活用エリア
- 未活用地（小区画）
⇒ 請戸 新産業誘致エリア
- 積極的に維持管理しないエリア

維持管理方針 基本方針4

手法については、町による**機械除草**を基本としたうえで、地元への協力依頼・委託や**地被植物敷設**による**緑化、雑草抑制**の方策を積極的に検討。

5 利活用にあたっての留意事項

(4) 排水機能の改善

令和4年度に基本設計、令和6年度に実施設計を行い、令和7年度から排水機能の改善・整備を実施。

(5) 虫喰い状態の解消

令和5年度からは、未買収地・買取対象外地について買取を開始し、令和8年度を目標に虫喰い状態の解消を目指す。

(7) 各種法制度の整理

都市計画法改正による災害危険区域内での開発行為制限への対応として、災害危険区域に係る条例等の改正を検討。